NST便り

第 45 号　2016 年 05 月

第２弾　４月から診療報酬改訂に伴い、1 部の概要をお知らせしようと思います。

1. 外来・入院・在宅患者訪問栄養食事指導料に係わる給付の見直し

現行	改正案
対象者 特別食を必要とする患者	対象者 特別食を医師が必要と認めた者又は次のいずれかに該当する者 ア　がん患者 イ　摂食機能又は嚥下機能が低下した患者（※1） ウ　低栄養状態にある患者（※2） ※ 1　医師が硬さ、付着性、凝集性などに配慮した嚥下調整食（日本摂食嚥下リハビリテーション学会の分類に基づく）に相当する食事を要すると判断した患者であること。 ※ 2　次のいずれかを満たす患者であること ア　血中アルブミンが 3.0g/dl 以下であること イ　医師が栄養管理により低栄養状態の改善を要すると判断した患者。
入院時栄養指導料 1.　入院栄養食事指導料 1 130 点	入院時食事指導料（入院中 2 回まで・週 1 回） 1.　入院栄養食事指導料 1 イ. 初回　260 点 ロ. 2 回目　190 点

外来・入院・在宅訪問栄養指導料の見直しからも、高齢化社会でかかえる『寝たきり、要介護からの離脱』などの課題が見えてきます。

次回の学習会は 06 月 08 日　第 2 水曜日　17：30～です。

テーマ「NST 入力方法」です。　講師：看護師　河合さんです。

どなたでも参加できるオープン形式ですので、お気軽にお越しください。

04 月分の実績です。

	TPN (延べ人数)	EN(延べ人数)	PEG造設数	新規介入数	延べ回診者数
04 月	255	77	1	21	95

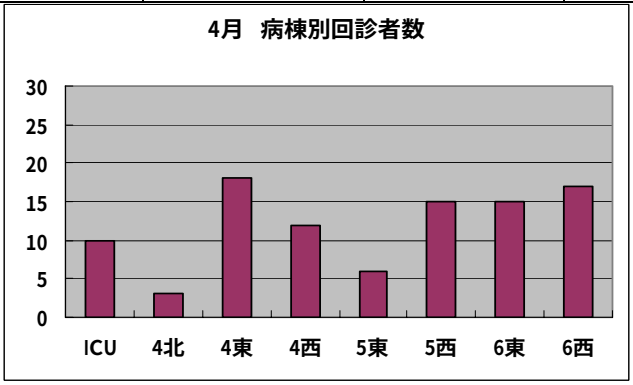

ＮＳＴの介入患者さんは週１回の体重測定、ＳＧＡ評価の実施を宜しくお願いします。

TPN･･･中心静脈栄養（高カロリー輸液）

EN･･･経腸栄養（経鼻・胃ろう等からの経管栄養）

文責：NST 専従　管理栄養士　飛鳥田　智子